# 平成25年第1回那賀町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成25年1月30日(水)

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番 柏木 2番 古野 田中 久保 岳 司 3番 4番 植田 一志 前 耕造 5番 清水 幸助 6番 7番 焏原 廣幸 8番 植北 英德 9番 株田 茂 10番 吉田 行雄 11番 連記かよ子 12番 福永 泰明 14番 新居 敏弘 久川治次郎 15番 16番 大澤夫左二

欠席議員なし

欠 員 1名

13番

会議録署名議員

6番 植田 一志 7番 焏原 廣幸

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 坂口 博文 副 町 長 弘一 稲澤 総務課長 峯田 繁廣 木頭支所長 平川 博史 健康福祉課長 鵜澤 守 地域防災課長 西本 安廣 林業振興課長 久男 環境課長 正史 森 樫本

森林管理受託 山本 賢明

センター準備室長

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 平成24年度那賀町一般会計補正予算(第5号)につい

T

議案第2号 物品購入契約の締結について

(平成24年度町単独可動式浄水設備設置事業)

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

### 午前10時00分 開会

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員は15名であります。

ただいまから、平成25年第1回那賀町議会臨時会を開会いたします。

午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

1月21日、東谷君から辞職願が提出され、同日付けで許可いたしましたので報告いたします。また、欠員が出ました議会運営委員会委員に株田君を指名しましたので、報告いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査の結果について議長宛に報告書が提出されていますので、御報告いたします。

次に、町長から、お手元に配布のとおり議案の提出通知がありましたので、御報告いたします。

報告は以上であります。

これより、本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において植田一志君、焏原廣幸君の2名を指名いたします。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

## (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限り と決定いたしました。

日程第3、議案第1号「平成24年度那賀町一般会計補正予算(第5号)について」と、議案第2号「物品購入契約の締結について(平成24年度町単独可動式浄水設備設置事業)」の2件について、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第1号と議案第2号は一括 して議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

- ○坂口博文町長 議長。
- ○**大澤夫左二議長** 那賀町長、坂口博文君。
- ○坂口博文町長 おはようございます。

そして1月ということで、改めて、新年明けましておめでとうございます。また今年 もよろしくお願いを申し上げます。

本日、平成25年第1回那賀町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様 方には公私ともに御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、国の大型補正予算が発表され、町といたしましてもその内容を吟

味しながら、今その対応を進めているところでございます。この件につきましては、3 月議会におきまして、また御提案をさせていただきたいと思っておりますので、その点 またよろしくお願いを申し上げます。

それでは、臨時会に御提案を申し上げます提案理由の説明を申し上げます。

第1回臨時会に提案いたします案件は、平成24年度補正予算が1件、物品購入契約の締結が1件となっております。

以下、議事日程の議案番号順に御説明を申し上げます。

議案第1号は「平成24年度那賀町一般会計補正予算(第5号)について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ64,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10,611,037千円とするものです。

歳出の主なものは、民生費では社会福祉費の老人福祉費で、木頭助老人憩いの家屋根 改修工事費として3,000千円を追加しました。農林水産業費では、林業費の林業振 興費でアイエフ作業用建物新設補助855千円を追加、森林管理受託センター準備室事 業費で56,471千円を追加しました。消防費では、救急対策費で今年1月に採用し た消防職員の3月までの人件費不足分3,824千円を追加しました。

財源につきましては、地方交付税 6, 4 3 7 千円、分担金及び負担金 5, 6 1 3 千円、使用料及び手数料 2, 3 9 3 千円、県支出金 3 8, 9 9 6 千円、財産収入 9, 2 1 1 千円、諸収入 1, 5 0 0 千円を充当いたしました。

議案第2号は「物品購入契約の締結について」であります。「平成24年度町単独可動式浄水設備設置事業」について、専門業者5者を指名し指名競争入札を行いました。

入札の結果、「株式会社小川製作所」と消費税を含め9,870,000円で物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 ただいま議題となっております議案第1号と議案第2号について は、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって議案第1号と議案第2号は委員会付託を省略し、引き続いて審議いたします。

内容の説明を求めます。

- ○峯田繁廣総務課長 議長。
- ○大澤夫左二議長 峯田総務課長。
- ○**峯田繁廣総務課長** それでは、まず私から議案第1号の「平成24年度那賀町一般会計補正予算(第5号)について」説明をさせていただきます。本予算案につきましては、歳入及び全体的な説明を私の方から、歳出の内容につきましてはそれぞれ担当の方から説明をいたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。第1条として、既定の予算額に歳入歳出 それぞれ64,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10,611,037千円 とするものであります。第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び

当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の「歳入歳出予算補 正によるものであります。これは2ページから3ページのとおりであります。

まず歳入ですが、これは6ページからお開きください。この予算の財源といたしまして、一般財源といたしましては地方交付税6,437千円のみで、そのほかは特定財源としまして、林業費の分担金、町有林搬出間伐手数料、県補助金、町有林の木材売払収入、それから7ページでは町有建物の保険金1,500千円。これは木頭助老人憩いの家の屋根損害に対する保険金の収入を予定しております。などが財源となっております。

歳出につきましては、予算科目に沿ってそれぞれ担当から説明をいたしますが、消防費につきましては、内容が人件費でありますので、私の方から説明をいたします。救急対策費として3,824千円を追加しております。これは、本年1月4日付で平成25年度採用予定者7名のうち5名を繰り上げて採用いたしましたので、3月までの人件費について既決予算の不足分を計上するものであります。給料・通勤手当・共済費は5名分を、扶養手当は1名分を追加計上しております。

私の方からは以上であります。

- ○鵜澤守健康福祉課長 議長。
- ○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。
- **鵜澤守健康福祉課長** それでは、健康福祉課所管分について御説明を申し上げます。 8ページをお開きください。民生費、社会福祉費2目の老人福祉費でございます。工 事請負費で、木頭助老人憩いの家の屋根改修工事につきまして3,000千円を計上さ せていただきました。

説明資料の1ページをお開きいただけたらと思います。説明資料の1ページに、木頭助憩いの家の屋根の状況を写真におさめております。1月14日の夜から15日の朝にかけましての突風で、屋根がこういうふうな形で飛んだということで、今回工事費として3,000千円を計上させていただいております。

委託料につきましては、既存の予算を使って設計委託をしたいというふうに考えて おりますので、よろしくお願いをいたします。

- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。
- ○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。
- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 それでは8ページをお願いいたします。 まず、林業振興費でございます。これ、12月議会の方で、そのときにですね、副町 長の方からもちょっと御説明をいたしましたアイエフの作業用建物でございます。資 料をちょっと御覧になっていただきたいと思います。こういった資料から説明させて いただきます。

#### 〔提出議案説明資料提示〕

まず、この作業等建物でございますが、事業費が1, 900千円と、県費が570千円ということで、事業費の30%になります。それで、県費の2分の1、これが町の義務負担ということでございまして、残り1, 054千円がアイエフの事業費負担分ということになります。今回お願いするのは、570千円と285千円を足した855千円の負担金補助をお願いするものです。

構造につきましては、木造平屋、そして面積が $7\,\mathrm{m} \times 4\,\mathrm{m}$ ということで、図面が次の次のところに載っておりますので、御覧になっていただきたいというように思いますが、それに木材の使用量が $4.2\,\mathrm{m}^3$ ということでございまして、位置なのですが、位置は喜多リースそれと森林組合の木材センターですね、ちょうどこの間目にあります。写真で御覧になっていただいたらと思うのですが、ここに設置したいなというように考えております。

この作業用建物については、地元産材の木材を使い、地域産業である地元の製材業者との連携、木材の供給あるいは施工面での配慮を行い、できたら基礎自身は単独基礎で、布基礎というのではなくして単独基礎で、移動式で安価な価格で木材利用ができる、これの推進というものを考えておるということで、図面の中にもございますように、平面図でですね、土間のコンクリートの部分と床板の部分がございます。これにつきましては、その床板の部分については、例えばファームサービスあるいはフォレストサービス、こういった形の相談窓口を設置できないだろうか。それから、あと土間部分については、雨天時の機械とか備品とかそういった点検、ワイヤーを括ったりとか、そういった事前に整備できるようなところを土間コンクリートとして使用したいといったことでございます。

次にですね、森林管理受託センター準備室事業費ということで今回56,471千円をお願いするところでございますが、これにつきましても、ちょっとページ数、元に戻っていただきたいのですが、ここで搬出間伐それから境界の明確化作業それから作業道の開設ということでお願いするものです。今回国の補正予算もございまして、1つには入札をするわけなのですが、3月議会でお願いしますと事務手続上4月に入っての入札になるなといったことで、昨年ですね、考えてみますと5月から10月ぐらいまでずっと雨が降って、仕事量の確保というものがなかなかできなかった。そういった中で、できるだけ早く発注をして、通年雇用まではいきませんが、地元の雇用確保というものに努めたいといったことで、今回の臨時会をお願いするものでございます。

事業内容につきましては、搬出間伐が4か所で36.1ha、搬出材積が3,610  $m^2$ を予定しております。それから事業費では35,541千円。境界の明確化は、約33haの4か所で10,319千円。次に作業道につきましては、5,300mで路線数が6路線、事業費で10,610千円をお願いするものでございます。

どうかよろしくお願いをいたします。

- ○樫本正史環境課長 議長。
- ○大澤夫左二議長 樫本環境課長。
- ○樫本正史環境課長 議案第2号について御説明をさせていただきます。まず朗読をもって説明をさせていただきます。

「議案第2号、物品購入契約の締結について。次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成25年1月30日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり物品購入契約を締結する。1. 契約の目的、平成24年度町単独可動式浄水設備設置事業。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、9,870,00 0円。4. 契約の相手方、徳島県徳島市国府町芝原字天満65番地3、株式会社小川製 作所 代表取締役 小川伸治。」

説明資料の方で6-1、開けていただきますと、後ろの方でございますが、入札比較表を付けております。結果としてこういうふうになっております。あと、6-2として、12月にも付けさせていただきましたパンフレットを一応付けております。めくっていただいて、6-3には12月、昨年の12月に高松市の工場の方へ、デモ用の製品がございましたので、荒井環境センター長と共に工場視察に行ってまいりました。それで、大きさ等が分かっていただけると思います。

屋外型で、清掃センターの入り口付近、煙突の道側のところへ設置する予定です。 基礎としてコンクリートのたたきを打ちまして、その上に設置を予定しております。 以上のようなところでございます。

- ○大澤夫左二議長 説明が終わりました。
  - これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。
- ○株田茂議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 株田君。
- ○株田茂議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 株田君。
- ○株田茂議員 議案第1号の中で、農林水産業費で森林管理受託センター準備室事業費の中で委託料、境界の明確化委託料が出ております。今回4地区するというようなことになっておるのですけれども、この地区の順番というのかな。どうしてこの地区が選定されたか、経緯をちょっと教えていただきたいと思います。
- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。
- ○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。
- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 この森林、明確化の順番ということでございますが、我々この森林境界の明確化の目的って何ぞという話になりますと、事前に、今まで国の施策の事業がありますよね、国調(国土調査)ですね。これとは違うんです。1つの考え方として、間伐を推進するといったことが1つの考え方であって、境界の明確化というのは国調とは別に、早く、国調がくるまでにでも早いこと林家の分かっている方々ですね、この人に集まっていただいて、ちょっとでも早く境界を明確化したい。それによって、ここだったら搬出間伐ができる、ここだったら作業道ができる、そういった考え方でこの境界の明確化というのを実施しているわけなのです。

この順番はどうなのかといったことなのですが、できる限りどの地域も、各5町村ありますけれど、順番にといいますかね、やはり地区ごとに割り振っていかないといかんなということなのですが、これたまたま今回この4か所だけなのですが、また資料をお配りしてもいいかなと思うのですが、かなりの箇所数がございます。今回、丈ヶ谷・北川、丈ヶ谷が2つですね、あと相生があって、北川があるというようなことなのですが、できるだけ配分というものは順次、町内でどこやってももう早うやっていかないといかんということ、鷲敷は特にできていますけれども、そういった中で遅れている箇所そして施業ができる箇所、こういったものを選定してやっていきたいというように考えております。

- 〇株田茂議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 株田君。
- ○株田茂議員 はい、よく分かりました。住民の方、これ国土調査と混同しておる方があるので、私のところも早くやってくれないかなという方、たくさんいます。

しかし、今話を聞きますと、この境界明確化の主眼点はやはり事業を先にしていくと、事業のやりやすいところからやっていくというようなことで、また住民の方にそういうことを理解していただいて、努力していただくようによろしくお願いします。

以上で質疑を終わります。

- ○大澤夫左二議長 ほかに質疑ございませんか。
- 人川治次郎議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 久川君。
- ○久川治次郎議員 ちょっとお聞かせ願いたいのが、収入の部で総務課長にお聞きするのですけど、財産収入のところで町有林搬出木材売払収入9,211千円、これ、町有林を事業して収入したお金であろうと思いますけれども、これ町有林ってどこの町有林ですか。場所です。
- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。
- ○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。
- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 はい、町有林、どこの町有林なのかということなのですが、この資料を御覧になっていただきたいと思います。

# [提出議案説明資料提示]

この資料の中で、ここに上のところにですね、生産物売払収入っていう形で黄緑色で塗ってございます。この部分の拝宮徳ヶ谷と丈ヶ谷東谷、この部分を生産物売払収入という形で計上させていただいております。そのほかの部分は工事費分担金とか委託料の分担金、こういった形になっております。

以上です。

- ○久川治次郎議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 久川君。
- ○久川治次郎議員 分かりました。これはこれで町長、これ前も私、上那賀町有林の、前のね、旧町村の町有林の搬出とかそういったものに対しまして、合併時にね、私も合併委員だったのですけれども、旧上那賀の場合には、上那賀に何か建物が要るとか、いろいろなものが、事項が発生した場合には、上那賀の町有林を伐採してそのお金をそれに充てると。木頭なら木頭もそういうふうにする、鷲敷も相生もみんな、木沢も同じですよ。そういうふうに私はそのときに解釈しておるのですけれどもね、それがこれ久川が間違えておるというのであれば、まあそれは分かるのですけれども、これ、こうなってきますと、この収入したお金はこれ一般会計に全部入ってしもうて、このお金がどこに使われたかということが、それは明確でないわな。そう思えへんで。

私の勘違いであればそれで結構なのですけれども、そういった先祖や前の先人からじゃ、預かってきた財産を処分してお金を作る、それは当然そういう時代の流れでいいかも分かりませんけれども、我々の認識としては、もしそういったところに、地域にそ

ういった公民館の屋根が潰れたとかいろいろな問題があったときに、そこに使っていただけるというふうな感覚でおったものですけんね、こういうふうに出てくると、このお金がどこへどのように使われていくのか、ちょっと流れがちょっと分かりにくいのですけれどもね。どういうふうに解釈したらいいのですか、これは。

- ○峯田繁廣総務課長 議長。
- ○大澤夫左二議長 峯田総務課長。
- ○**峯田繁廣総務課長** 久川議員さんからの御指摘がありましたが、町有林をその地域の 財源にという、そういう議論を合併時にしたことはあったとは思うのですけれど、今 現在、実はあの町有林をそれぞれの地域の財源に充てるというようなことだけでは予 算も組めませんので、もう一般財源、例えば今日出ている木頭助老人憩いの家の屋根 補修についても、これ1,500千円は保険ですけれども、残りは単なる一般財源を 投入しております。

その地域の財産を厳密に充てるやいう予算を組んでいてはなかなかできないので、 もう合併からもかなり年月もたっているし、那賀町全体で財源も考えていくというよう なやりかたで財政運営はやっております。なので、こういうふうに各地区の山林を伐採 したものについても、現在は町全体の収入として運用をしております。

以上です。

- ○久川治次郎議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 久川君。
- ○久川治次郎議員 そういうことになりますと、合併のときにお話のありましたものが変わっておるということの認識じゃわな。これって、まあそれは行政執行の上でそういうことになるのだろうけれども、我々そういったことで頭にあるものですけん。これはいつかはそれは切替えをしないといかんのだろうと思いますけれども、こういう場合には何かそういうふうに、今後はこういうふうにやりますとかそういうふうに執行していきたいとか、そういったものの何があってもいいのじゃないかと。

我々がこうやって「あれ、どうしたんな。うちの町有林のお金、これどこに使われるのだろう。」という、こういうふうな不思議な疑問を抱くようなことでは困るのでね、やはりパッと出て「ああ、これはどこそこの町有林だけれども、今回は町のどこそこの何に使われていくんじゃな。」というふうな、やはりそこら辺の線引きをな、やはりしていただかんと、なかなかこういった我々のような単純な質疑はなくならんと思うのですけれどね。

やはり議会、前も合併のときもこういうふうにしましょうと言って、3年間見直しましょう、何しましょうとしてきておるのですけん、このときにやはり何年かたったらこういうふうに、議会に通してもらって「これはこういうふうにこれからはやっていきたいと思います。」というようなことをやはり言うていただかんと、我々はなかなか納得しにくいものがありますので、その点を町長どんなに思いますか。ちょっとそれだけお答えいただけますか。

- ○坂口博文町長 議長。
- ○大澤夫左二議長 坂口町長。
- ○坂口博文町長 確かにそういった協定の中では、全額ではないのですね、あれ。売上

げ分の、確かあれ6:4だったかな、何か割りで、全額ではなしにそのうちの何割か をその町有財産については該当町村の費用に充当するというような覚書だったと思い ます。

ただ、やはり今、総務課長が申し上げましたとおり、そういう、これ前にも木沢でもそういう販売収入があったわけなのです。ただ、やはりじゃあそれだけで足りるかということになってくると、いろいろそれぞれその地域地域によって違うのですが、木沢の場合はその町有林の販売をしたのですが、あとの植林あるいは手入れ等、それを加味しますと、一般財源がそれ以上に入れ足しが要るというような状況になったことも聞いております。

そういったことで、今、内部でもそういうことで検討をしているところでございますが、それを今後、その金額がどうなるかも、どうなるということにもなろうかと思いますが、今後についてもその分について別に分けていくのか、それともじゃあそれで建物をそれならその該当町村の分をやりましょうというぐらいの金額が出るのかどうかということもあろうと思います。今後において、また内部調整をしてまいりたいと思っております。

- ○峯田繁廣総務課長 議長。
- ○大澤夫左二議長 峯田総務課長。
- ○峯田繁廣総務課長 基本はそういうことなのですけれども、木を売ったら必ずもうけるものでもないのですね。この表を見ていただいたら一般財源を投入しておりますので、じゃあ足らない場合はどうするか。その町村の基金からその一般財源をもらうっていうわけにもいかんので、やはり実際運営上はトータルで考えていかないとしかたがないのかなと、僕は財政上は思っております。
- ○久川治次郎議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 久川君。
- ○久川治次郎議員 ここで議論するつもりはありませんけれどもね、やはりそれはおかしいよ。ただ、この平谷でも上那賀でも木頭でも木沢でも一緒ですよ。この財産を売ってそのものをどうこうするっていうのではないのですよ。そこに使われるときには、少ないけれどもそれをある程度地元負担というたらおかしいけれども、そういうふうな形で使っていただくというふうな感覚。木沢に建てた、何やらセンターもそうですよ。木沢村でちゃんと貯金しておったのでしょう、あれも。そういうことなんじゃわだ。

ほやけん、そういったこと、「こうします。」ということを新しい町になっておるのですけん、総務課長が言うようなことをやはり議会に通してもらっておかんと。どこで審議して、勝手にあなたらがこうやってしよるだけで、我々が合併のときにそう思っておったんじゃけん、ずっと。今でも思っておるのですよ。どうして使ってくれないのかなと。

それで、もし相生の町有林は全部処分してしまったと、それを一般財源にこれを全部使っておって、今度相生か鷲敷に何かを建てるときに、もう町の前のこういった財産はないわというふうになったときには、全くそれ、自分たちの出し前も出せないというふうな状況になってくる。これはそういったこともあり得るということで総務課長は言

よるんだろうけん、こういう場合はやはり議会にちゃんと言うてもらっておくべきじゃないかと、こういうふうに私は理解しますので、今後ともそういったことで検討をよろしくお願いいたしますわ。

- ○大澤夫左二議長 ちょっと申し上げますが、回答・答弁の方が、久川議員が求めておるのは、こういう状況になっておるということを周知してくれ、その説明を議会を通してやってくれという趣旨だと思いますので、そこを理解するようにお願いします。
- 久川治次郎議員 以上です。
- ○大澤夫左二議長 はい、ほかにございませんか。
- ○古野司議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 古野君。
- ○古野司議員 2点、お伺いいたします。

まず1点目、両方共に予算書の方の内容でございますが、民生費の老人福祉費の補修の修理の事業費でございます。財源の内訳として、先ほど総務課長から御説明いただいた1,500千円・1,500千円ということで、保険と一般財源を充てて修繕工事を行うということでございますが、これは被害として実質修理に伴う3,000千円のお金が必要ということでありますが、保険としてその半分しか評価されないのか。それとも、保険としては1,500千円の被害額しか算定はされなかったけれども、どうしても他にも触りたいところがあるので3,000千円という予算計上になっておるのか。そこ、お話しをいただけたらと思います。

- ○峯田繁廣総務課長 議長。
- ○大澤夫左二議長 峯田総務課長。
- ○**峯田繁廣総務課長** 基本は損害額に対する補填ということで、全体を直す必要があるのでその分。ただ、原因によったら全額この保険の内容に、例えば火災であれば補修費のほぼ全額に近い形で保険が下りますけれども、今回は風ということで、風とかの場合ですと全額の補償はないという規定なので2分の1ということで、基本は損害を受けて補修に必要な額を基準に算定をされるということになっております。

(古野司議員「今回は2分の1。」と呼ぶ。)

2分の1です。風の被害なので、風の被害は全額はしてくれないということになって おります。以上です。

- ○古野司議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 古野君。
- ○古野司議員 はい、お聞きしますと14日から15日の夜の突風ということで、早急に御対応されたと、非常にこの点は評価をいたしたいと思います。保険も2分の1ということでいたし方がない。早く、これ以上の大きな被害になる前に修理をしていただくこと、よろしいかと思います。

2点目でございます。林業振興費のこの建物の補助でございます。先ほど御説明をいただいた話の中で、地元産材を地元の製材により供給を受けて工事をされるというふうにお聞きをしましたが、直接工事をされる業者、これも雇用が地元の建設ということで、建築ということで、地元の雇用に100%つながっていくのかどうか、その点をお伺いいたします。

- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。
- ○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。
- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 地元の雇用につながっているのかといったことでございますが、この事業、これは負担金補助です。町は県費と町費を事業主体に補助として渡すといったことなのですが、一応我々の方も、まず町内産の木材を使う、町内の雇用をしなさい、製材業者も町内の業者を使ってくださいよということを申し上げました。それで、一応図面もある程度できまして、オール町で実施するといったことになります。

以上です。

- ○古野司議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 古野君。
- ○古野司議員 はい、昨年の12月のときに、フォレストワークに対する同じ補助の事業があったかと思います。あれも含めてですが、これからも常に申し上げておるように、地元の雇用に直結していくというふうなことの指導を、できる範囲の中で十分にやっていただきたいということも希望しまして、質疑を終わります。

以上です。

- ○大澤夫左二議長 ほかに質疑はございませんか。
- ○植北英徳議員 議長。
- ○**大澤夫左二議長** 植北君。
- ○植北英徳議員 ちょっと、林業費のことでちょっとお尋ねいたします。

管理センターの中で、この事業の中で町の町有林に占める割合というのは、今どこどこがこれ町有林に関係しておるのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。個人のところは結構です。

- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。
- ○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。
- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 町有林の件でございます。まず搬出間 伐、これは記号で言いますと、ウとエの部分になります。ウとエです。それから境界 の明確化は4番かな。それから作業道についてはEですね、Eの部分とAの部分とC の部分、この部分が該当すると思います。
- ○植北英徳議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 植北君。
- ○植北英徳議員 はい、分かりました。

今の管理センター自体が、一般の方から町の森林管理センターになっておるのでないのか、町というか町有林の、そういう懸念もありますので、できるだけ。今までは、町有林は町が関係してこれほど事業を行っていなかったと思うのです。できるだけ民有林の方に力を入れていただきまして、補助が民間に下りる、民間の個人の方の山に補助が出るような形でできるだけ進めていただきたいと。町が管理して、町有林を管理しておるのではないかと言われないような方向に進めていただきたいと。

それと、アイエフの作業所の件ですが、これ、吉野にある今のアイエフが借りている ところが立ち退きということで、このアイエフの今予算に上がっています部分ではちょ っと小さいのではないのかと思うのですが、あの立ち退きのところは格別どこかに構えておるのですか。ちょっとお尋ねいたします。

- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。
- ○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。
- ○山本賢明森林管理受託センター準備室長 ちょっと、小休・・・。
- ○大澤夫左二議長 はい、ちょっと小休いたします。

午前10時42分 休憩 午前10時43分 再開

- ○大澤夫左二議長 再開いたします。
- ○稲澤弘一副町長 議長。
- ○大澤夫左二議長 稲澤副町長。
- ○稲澤弘一副町長 今回のアイエフの作業用建物は、今吉野地区の残土処理、広い意味の事業の関連で地元の元製材業者から町が買収した土地と建物がございます。それで、今度埋立てするところも移転する場所がそこになりまして、それからあいあいらんど、今アイエフが指定管理で運営しておるのですが、指定管理が3月いっぱいで代わることになります。それで、事務所的なものが必要ということで、事務所それから作業用建物が必要ということで、今回の補正に上げておるわけなのですが、今ある施設、前の旧の製材の施設の事務所も使えますので、それと今回の補正で建てる作業用建物で両方を使いながら、事務所兼いろんな作業用の施設として、今ある製材の施設プラス今度の今回の補正の作業用建物で事務所的なものは賄えるということでございます。
- ○植北英徳議員 議長。
- ○大澤夫左二議長 植北君。
- ○植北英徳議員 はい、この前に町が買取りした製材あとを、倉庫として使うということで。

[稲澤弘一副町長、うなずく]

はいはい、分かりました。

それでは終わります。

- ○大澤夫左二議長 ほかに質疑の方ございますか。
- ○大澤夫左二議長 これで質疑を終了いたします。 これから討論を行います。発言ありますか。
- ○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

議案第1号「平成24年度那賀町一般会計補正予算(第5号)について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決 されました。

次に、議案第2号「物品購入契約の締結について(平成24年度町単独可動式浄水 設備設置事業)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

### 〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決 されました。

議事の都合により休憩とします。

午前10時46分 休憩 午前10時47分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開します。

厚生常任委員長であった東谷君が辞職されたことにより、休憩中に厚生常任委員会が開催され、委員長・副委員長が互選されました。その結果、委員長に新居君、副委員長に柏木君が互選されましたので、御報告いたします。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

坂口町長から挨拶がございます。

- ○坂口博文町長 議長。
- ○大澤夫左二議長 坂口町長。
- ○坂口博文町長 臨時議会に御提案を申し上げました案件につきまして、全て御承認を 賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この場で何ですが、先般新聞報道をされました「議会で否決された予算 専決処分は 違法」ということで、これ、監査請求が出ております件について、ちょっと御報告申し 上げたいと思います。

これ、徳島新聞さんでは「町内の60代の男性」ということで、名前をどうして書かなかったのかということもあるのですが、名前は、お名前が書いてないのでお名前は申し上げませんが、この内容につきましては、まずこの監査請求の有効性ということで、監査結果で「現時点で当時の坂口助役の処分は一応済んでおり、新たな事実が確認されない限り、これ以上の責任は問えない。」という、これは監査といいますか、住民がもう数回出してこられておるのですが、1回目の監査結果についてはそういう報告を、監査委員さんの方から監査結果を出させていただいておると思います。

それで、新たな事実ということで「平成18年当時の60,748千円の支出の件について、議会が否決をした予算の専決処分は違法であることが明確になった。」となっておるのですが、これは上板町の判決、議会の予算専決処分ということがあったから今回も同じような解釈をされておるようですが、内容的には当然全然違うということでございます。

この、那賀町の今回の場合については、60,748千円の、これは土地開発公社への貸付金でございますが、これが補正予算として提案をさせていただき、そしてそれがちょうど前日下町長さんが本会議で、3月の議会で途中から失踪というか失墜をされて、そういったいろいろな状況がございまして予算を提案させていただいて、一旦内容的に取下げをさせていただき、やはりその正規の借入れでございますので、徳島銀行さんもそういった事件が起こったあと、貸付けの延長はできない、早急に返してほしいという中で、その償還に充てるために土地開発公社にそのお金を貸し付けて、公社からお返しするという方法を取らせていただいたと。取らせていただいたのですが、そういった状況で、その案件について、やはりもう少し中身をということから、それから新聞報

道が議会の前日にされたということで、いろいろと議会の皆さん方の十分な御理解が得られずということで、そのときは一応「否決」というような状況になったと思っております。否決といいますか、全ての予算書を見直せというような形で見直しをさせていただくということで終わったと思います。そして、そのあと改めて専決処分についての御承認を御提案をさせていただき、そして承認をいただいております。そういったことで、この専決処分については議会としても追認承認ということで承認をいただいておる案件でございます。

そういったことで、これが違法になるとは我々も思っておりません。そして、またその理由として、請求されておる方は「議会が否決した予算の専決処分は違法ということを初めて知った。」となっておりますが、違法ではないと私たちは思っておりますし、そういったことで、この件につきましては、最終結論は監査委員さんの方から出ようかと思いますが、却下にするかどうかということについては監査委員さんにお任せをさせていただきますが、そういった状況でございますので、新聞報道をされ、議会の皆さん方も内容等についてのいろいろと御心配もされておろうかと思いますが、我々としてはこの案件については監査請求をされるということについて、少しこの意味といいますか、この理由がちょっと我々も理解できないという状況でございますので、その点御報告を申し上げておきます。

本日の議会の案件につきましての全議案の承認、御礼を申し上げ、閉会に当たって の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○大澤夫左二議長 これで本日の会議を閉じます。

平成25年第1回那賀町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。 午前10時54分 閉会

# (地方自治法第123条第2項の規定による署名)

<u> </u>			_	大棒プ	大上	<u>(著名)</u>		
署	名	議	員	植田	一志	(署名)		